





に基づく昭和五十九年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

## (応召議員)

一、今十二日、召集に応じた議員は次のとおりである。

大阪府第五区選出

正木 良明君

(理事補欠選任)

木下敬之助君

一、去る十日、法務委員会において、次のとおりで理事を補欠選任した。

理事 岡本 富夫君 (理事岡本富夫君去る十日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

## 辞任

池田 行彦君

田中 秀征君

浜田 幸一君

瀬長龜次郎君

柴田 瞳夫君

田中 秀征君

浜田 幸一君

瀬長龜次郎君

柴田 瞳夫君

田中 秀征君

浜田 幸一君

瀬長龜次郎君

柴田 瞳夫君

田中 秀征君

浜田 幸一君

瀬長龜次郎君

山下八洲夫君

## 法務委員

辞任

井出一太郎君

北川 石松君

補欠

高沢 寅男君

上西 和郎君

関 晴正君

山下八洲夫君

北川 石松君

上西 和郎君

別表(第二条関係)

区	分	報酬月額
最高裁判所長官	一、七二五、〇〇〇円	
最高裁判所判事	一、二五八、〇〇〇円	
東京高等裁判所長官	一、二〇一、〇〇〇円	
その他高等裁判所長官	一、一一三、五〇〇円	
一 号	一、〇〇四、〇〇〇円	
二 号	八九〇、〇〇〇円	
三 号	八三一、〇〇〇円	
四 号	七〇九、〇〇〇円	
五 号	六一一、〇〇〇円	
六 号	五五三、〇〇〇円	
七 号	四五六、〇〇〇円	
八 号	四五〇、〇〇〇円	
九 号	三七一、三〇〇円	
十 号	三三五、四〇〇円	
十一号	二八八、一〇〇円	
十二号	二五〇、六〇〇円	
十三号	二二二、七〇〇円	
十四号	二〇一、九〇〇円	
十五号	一九三、二〇〇円	
十六号	一八〇、九〇〇円	
十七号	一七三、三〇〇円	

附則	
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条第一項の改正規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。	
2 この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「新法」という。)第十五条及び別表の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。	
3 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法	

律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内  
月額を改定する等の必要がある。これが、この法  
律案を提出する理由である。

一 号	七〇九、〇〇〇円
二 号	六一一、〇〇〇円
三 号	五五三、〇〇〇円
四 号	四九六、〇〇〇円
五 号	三九〇、二〇〇円
六 号	三七一、三〇〇円
七 号	三三五、四〇〇円
八 号	三一一、三〇〇円
九 号	二八八、一〇〇円
十 号	二六六、〇〇〇円
十一号	二二二、七〇〇円
十二号	二〇一、九〇〇円
十三号	一九三、二〇〇円
十四号	一八〇、九〇〇円
十五号	一七三、三〇〇円
十六号	一六一、八〇〇円
十七号	一五〇、七〇〇円



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正す 五一六

十四条第四項又は第五項の規定に基づくを加え  
る。第十条第一項中「職務の等級」を「職務の級」に、「基き」を「基づき」に改める。

十 号	一三三、七〇〇円
十一 号	二〇一、九〇〇円
十二 号	一九三、二〇〇円
十三 号	一七三、三〇〇円
十四 号	一六一、五〇〇円
十五 号	一五二、二〇〇円
十六 号	一一一、四〇〇円

十 号	一三三、七〇〇円
十一 号	二〇一、九〇〇円
十二 号	一九三、二〇〇円
十三 号	一七三、三〇〇円
十四 号	一六一、五〇〇円
十五 号	一五二、二〇〇円
十六 号	一一一、四〇〇円

### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条第一項の改正規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）第九条及び別表の規定は、昭和六十一年七月一日から適用する。

3 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与のみなす。

4 理由 一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

5 一般の政府職員の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

本案は、一般の政府職員の俸給が改定されることに伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 檢事総長、次長検事及び検事長の俸給につ

右 報告する。  
衆議院議長 坂田 道太殿 法務委員長 片岡 清一 昭和六十一年十二月十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

一般の政府職員の俸給改定に伴い検察官の俸給月額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

本案は、一般の政府職員の給与が改定されるに伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

右 報告する。

昭和六十一年十二月六日

一般の政府職員の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

本案は、一般の政府職員の給与が改定されるに伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

本案は、一般の政府職員の給与が改定されるに伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のよう改正する。  
第一条第一項中「及び勤務時間」を「勤務時間、休日及び休暇」に改める。  
第二条第三号中「附して」を「付して」に改め、同条第四号中「職務の等級」を「職務の級」に、「同一等級内」を「同一級内」に改め、同条第三項第一号中「二十一万七千六百円」を「二十三万円」に改め、同項第二号中「四千円」を「四万三千円」に改める。  
第三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第八号中「別表第八」を「別表第九」に改め、同項第八号中「別表第六」を「別表第七」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「別表第七」を「別表第八」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「別表第六」を「別表第七」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「別表第五」を「別表第六」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「別表第四」を「別表第五」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「別表第三」を「別表第四」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「別表第二」を「別表第三」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号に次の一号を加える。

2 専門行政職俸給表（別表第二）

第六条第三項中「基き」を「基づき」に、「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第八条第一項中「基く」を「基づく」に、「且つ」を「かつ」に、「職務の等級」を「職務の級」に、「改訂する」を「改定する」に改め、同条第二項中「職務の等級」を「職務の級」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「職務の等級」を「職務の級」に、「改訂する」を「改定する」に改め、同条第五項及び第八項中「職務の等級」を「職務の級」に、「こえて」を「超えて」に改める。

3 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

本案は、一般の政府職員の給与が改定されるに伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

4 検察官の俸給等に関する法律案

本案は、一般の政府職員の給与が改定されるに伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

5 検察官の俸給等に関する法律案

本案は、一般の政府職員の給与が改定されるに伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

6 第十条第一項中「職務の等級」を「職務の級」に、「基き」を「基づき」に改める。

第七条第一項第一号中「二十一万七千六百円」を「二十三万円」に改め、同項第二号中「四千円」を「四万三千円」に改め、同項第三項中「一万三千二百円」を「四千五百円」に、「八千九百円」を「九千五百円」に改め、同条第四項を次のように改める。

8 検察官が児童手当法（昭和四十六年法律第七十号）の規定による児童手当の支給を受ける場合において、次の各号に該当するときは、当該職員の扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、当該各号に掲げる額を減じた額とする。

9 検察官が児童手当の額が児童手当法第六条第一項第一号又は第二号の規定に基づいて算定される場合において、当該児童手当に係る同法第四条第一項の支給要件児童（以下「支給要件児童」という。）のうちに当該職員の扶養親族たる者が二人以上あるとき一千円に当該支給要件児童のうちの扶養親族たる者の数から一を減じた数を乗じて得た額から、五百円を控除して得た額

10 第十二条第一項中「現日数から」の下に「第

11 第十二条の五中「百分の九」を「百分の十」に改

める。

第十二条の六第二項中「國の經營する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」を「検察官であつた者又は國の經營する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に改め、「検察官」を削り、「又は公共企業体」を「若しくは公共企業体」に改め、「使用される者」の下に「(以下「給与特例法適用職員等」という。)」を加える。

第十二条の七第二項第一号ロ中「七千二百円」を「七千五百円」に改める。

第十二条第二項第一号中「一万八千三百円」を「二万円」に、「三千四百円」を「四千円」に改め、同項第二号中「二千六百円」を「二千七百円」に、「五千円」を「五千五百円」に、「六千八百円」を

「七千五百円」に、「八千七百円」を「九千六百円」に改め、同項第三号中「二万八千三百円」を「三万円」に、「三千四百円」を「四千円」に改める。

第十三条の四第三項中「百分の九」を「百分の十」に改める。

第十四条の二 職員は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七百七十八号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、正規特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。

(休暇)

第十四条の三 職員の休暇は、年次休暇、病気休

暇及び特別休暇とする。

2 年次休暇は、一年のことにおける休暇とし、その日数は、一年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員二十日

二 次号に掲げる職員以外の職員

三 当該年の前年において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなるもの。その年の在職期間等を考慮し二十日

を超えない範囲内で人事院規則で定める日数

三 当該年の前年において給与特例法適用職員等であった者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたもののその人事院規則で定められた職員 給与特例法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日

を超えない範囲内で人事院規則で定める日数

得ないと認められる場合における休暇とする。

第十九条の六第一項中「第十七条第二項、第十一項」に改める。

八条」を「から第十八条まで」に改め、同条第二項中「第十七条第二項及び第十八条」を「から第十八条まで」に改める。

四 常勤を要しない職員の勤務時間及び休暇につれては、人事院規則で定める。

五 病気休暇及び特別休暇(人事院規則で定めるもの)を除く。)については、人事院規則の定めるところにより、各府の長又はその委任を受けた者はその承認を受けなければならない。

六 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇とする。この場合においては、人事院規則で定める特別休暇については、人事院規則でその期間を定める。

七 病気休暇及び特別休暇(人事院規則で定めるもの)を除く。)については、人事院規則の定めるところにより、各府の長又はその委任を受けた者はその承認を受けなければならない。

八 前各項に規定するもののほか、休暇に関する手続その他休暇に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

九 附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項の次に次の二項を加える。

10 当分の間、第十五条の規定にかかわらず、職員が負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(人事院規則で定めるものに限る。)により、当該療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(人事院規則で定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して九十日(人事院規則で定める場合にあつては、一年)を超えて引き続き勤務しないときは、(一年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。ただし、人事院規則で定める手当の算定については、当該職員の俸給の半減前の額をその算定の基礎となる俸給の額とする。

11 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

12 別表第一から別表第八までを次のように改め

13 第十九条の二第三項中「第十七条第二項及び第十八条」を「から第十八条まで」に改める。

14 第十九条の五第二項中「職務の等級」を「職務の等級」に改める。

昭和六十年十二月二十一日 衆議院会議録第十二号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和六十年十二月十二日 衆議院会議録第十二号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

## イ 行政職俸給表(一)

職務の級 号 債	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	俸給月額										
1	92,700	113,200	132,200	161,500	176,400	193,200	209,600	227,500	255,400	288,000	328,800
2	95,500	118,800	139,000	168,900	184,200	201,300	217,900	236,100	266,100	299,400	342,600
3	98,600	125,100	145,800	176,300	192,100	209,500	226,300	244,300	276,800	310,900	356,400
4	101,700	132,100	152,700	184,000	200,000	217,700	234,700	253,800	287,500	322,400	370,200
5	105,200	138,500	159,700	191,800	207,900	225,900	243,200	262,900	298,400	333,900	384,000
6	109,100	143,700	166,600	199,600	215,600	234,100	251,800	272,000	309,300	345,400	397,800
7	113,200	148,800	173,400	207,200	223,100	242,300	260,500	281,100	302,200	356,900	411,400
8	117,200	153,700	180,000	214,600	230,600	250,700	269,200	290,200	331,000	368,400	425,000
9	120,800	158,100	185,600	221,700	238,000	259,200	277,900	299,300	341,700	379,900	438,400
10	124,000	162,100	191,100	228,800	245,400	267,800	286,600	308,300	352,100	390,800	451,600
11	126,800	166,100	196,400	225,800	252,800	276,400	295,300	317,300	362,100	399,900	462,000
12	129,600	170,000	201,600	242,800	260,000	285,000	303,700	326,200	371,900	408,700	468,400
13	132,000	173,900	206,800	249,500	266,800	293,500	311,600	334,600	380,600	416,000	474,700
14	134,300	176,700	211,500	256,100	273,500	301,400	318,600	342,900	387,300	422,800	480,500
15	136,400	179,500	216,000	262,000	279,100	308,700	325,000	349,700	393,800	427,400	485,300
16	138,000	182,300	220,500	267,700	284,200	314,700	330,500	356,000	398,200		
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

## ロ 行政職俸給表(二)

職務の級 号 債	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	88,300	115,600	130,900	148,100	171,300	195,200
2	85,800	120,600	136,600	153,900	177,100	201,500
3	88,300	125,700	142,300	159,700	183,000	207,900
4	90,800	130,900	148,100	165,500	188,900	214,800
5	93,400	136,100	153,800	171,300	194,800	221,700
6	96,200	141,200	159,600	176,900	200,700	228,800
7	99,400	146,200	165,100	182,200	206,400	235,900
8	102,700	151,100	170,500	187,200	211,600	243,100
9	106,400	156,000	175,800	192,200	216,700	250,300
10	110,700	160,700	181,000	197,100	221,800	257,500
11	115,600	165,400	185,700	201,900	226,900	264,600
12	120,600	169,800	190,400	206,500	232,000	271,700
13	125,600	174,200	195,000	211,100	236,900	278,600
14	130,500	178,300	199,500	215,700	241,800	284,700
15	135,200	182,200	203,900	220,300	246,600	290,600
16	139,600	185,800	208,300	224,900	251,300	296,500
17	143,700	189,300	212,700	229,000	255,800	302,400
18	147,700	192,700	217,100	232,700	260,200	307,500
19	151,200	196,100	221,300	235,900	264,200	312,400
20	154,000	198,600	225,100	239,100	268,100	316,700
21	156,800	200,700	228,100	242,100	271,700	320,900
22	159,500	202,800	230,600	244,900	275,200	324,900
23	162,200	204,800	233,000	247,700	277,600	328,300
24	164,600	206,800	235,200	250,400	280,000	
25	166,800	208,800	237,300	252,900	282,400	
26	168,800	210,800	239,400	255,400		
27	170,800	212,700	241,500	257,600		
28	172,800	214,600	243,600	259,800		
29	174,600	216,500	245,600			
30	176,400		247,600			
31	178,200		249,600			
32	180,000					

備考 この表は、機器の運転操作、戸舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 候	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
1	105,700	162,500	194,200	228,000	255,400	288,000	328,800
2	109,600	169,900	202,300	236,600	266,100	299,400	342,600
3	113,700	177,300	210,500	245,400	276,800	310,900	356,400
4	119,800	185,100	218,800	254,300	287,500	322,400	370,200
5	125,600	192,900	227,100	263,800	298,400	333,900	384,000
6	132,600	200,700	235,400	272,300	309,300	345,400	397,800
7	139,600	208,500	243,800	281,300	320,200	356,900	411,400
8	146,600	216,100	252,400	290,300	331,000	368,400	425,000
9	153,600	223,500	261,000	299,300	341,700	379,900	438,400
10	160,600	230,900	269,600	308,300	352,100	390,800	451,600
11	167,400	238,300	278,200	317,300	362,100	399,900	462,000
12	174,100	245,600	286,800	326,200	371,900	408,700	468,400
13	180,600	252,900	295,400	334,600	380,600	416,000	474,700
14	186,100	260,000	303,800	342,900	387,300	422,800	480,500
15	191,500	266,800	311,700	349,700	393,800	427,400	485,300
16	196,700	273,000	318,600	356,000	398,200		
17	201,800	278,000	325,000	360,200	402,500		
18	206,900	281,800	329,000	364,100	406,800		
19	211,500	285,400	332,800	368,000			
20	216,000	288,400	336,600	371,800			
21	220,500	291,400	340,400	375,600			
22	224,600	294,000	344,100				
23	228,000	296,500	347,700				
24	231,200	299,000	351,300				
25	233,600						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 候	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額	11 級 俸給月額
1	102,700	128,300	152,000	184,400	200,600	217,700	234,000	251,700	278,600	309,600	342,700
2	106,600	134,900	159,200	192,400	208,700	225,800	242,800	260,600	287,700	320,500	353,700
3	110,900	141,500	166,600	200,500	216,800	233,900	251,700	269,600	297,200	331,300	364,700
4	115,600	148,700	173,700	208,500	224,900	242,700	260,600	278,600	306,600	341,800	375,700
5	120,500	154,500	180,600	216,500	232,900	251,600	269,500	287,700	315,900	352,200	386,700
6	125,300	159,100	187,300	224,500	240,800	260,500	278,400	296,900	325,100	361,500	397,800
7	129,400	163,300	193,700	232,200	248,700	269,300	287,400	306,100	334,300	370,700	411,400
8	132,200	166,900	199,100	239,600	256,600	278,200	296,400	315,400	343,500	379,700	425,000
9	134,800	170,400	204,300	247,000	264,300	287,100	305,400	324,600	352,600	388,600	438,400
10	137,200	173,800	209,200	254,400	271,900	296,000	314,400	333,800	361,700	397,400	451,600
11	139,200	177,200	214,100	261,600	278,800	304,900	323,800	343,000	370,400	406,200	462,000
12	141,100	180,300	218,900	268,700	284,200	313,800	332,200	352,100	379,100	415,000	468,400
13	143,000	183,400	223,000	273,900	290,000	322,600	341,000	360,900	387,800	423,600	474,700
14	144,600	186,300	226,800	278,300	295,700	331,400	348,100	369,600	396,000	431,200	480,500
15		188,400	230,100	282,500	300,800	339,900	354,800	377,400	404,100	435,600	485,300
16			233,300	286,600	305,800	346,000	361,100	384,300	408,400		
17			235,500	289,800	310,800	351,700	366,300	388,600	412,500		
18				293,000	314,000	356,800	371,100	392,500	416,600		
19				295,500	317,500	360,700	375,100	396,400			
20				298,000	320,900	364,500	378,800	400,200			
21				300,500	323,700	368,300	382,500	404,000			
22				302,900		371,900	386,200				
23				305,300		375,500					
24						379,100					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十年十二月十二日 衆議院会議録第十二号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

五二〇

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の級 号 値	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	俸給月額										
1	107,100	116,000	131,000	169,200	201,100	217,700	234,000	251,700	278,600	309,600	342,700
2	111,400	120,500	138,600	176,900	209,200	225,800	242,800	260,600	287,700	320,500	353,700
3	115,800	125,000	146,200	184,900	217,300	233,900	251,700	269,600	297,200	331,300	364,700
4	120,300	130,700	153,900	192,900	225,400	242,700	260,600	278,600	306,600	341,800	375,700
5	124,800	138,100	161,600	201,000	233,400	251,600	269,500	287,700	315,900	352,200	386,700
6	130,300	145,500	168,800	209,100	241,300	260,500	278,400	296,900	325,100	361,500	397,800
7	137,300	152,800	175,900	217,200	249,200	269,300	287,400	306,100	334,300	370,700	411,400
8	144,500	160,000	182,900	225,100	257,100	278,200	296,400	315,400	343,500	379,700	425,000
9	151,600	166,700	190,000	233,000	264,800	287,100	305,400	324,600	352,600	388,600	438,400
10	158,700	173,400	197,100	204,500	272,500	296,000	314,400	333,800	361,700	397,400	451,600
11	165,200	180,100	204,100	247,900	280,100	304,900	323,300	343,000	370,400	406,200	462,000
12	171,800	186,900	211,100	255,300	287,600	313,800	332,200	352,100	379,100	415,000	468,400
13	178,500	193,700	218,100	262,400	295,100	322,600	341,000	360,900	387,800	423,600	474,700
14	185,200	200,600	224,900	269,500	302,600	331,400	348,100	369,600	396,000	431,200	480,500
15	191,900	207,500	231,700	276,500	310,000	339,900	354,800	377,400	404,100	435,600	485,300
16	198,500	214,200	238,400	283,400	316,900	346,000	361,100	384,300	408,400		
17	204,900	220,500	245,100	290,300	323,700	351,700	366,300	388,600	412,500		
18	210,600	226,700	251,900	297,100	329,800	356,800	371,100	392,500	416,600		
19	216,300	232,800	258,700	303,600	335,300	360,700	375,100	396,400			
20	222,000	238,900	265,600	309,600	339,300	364,500	378,800	400,200			
21	227,700	244,900	272,500	315,600	342,700	368,300	382,500	404,000			
22	233,400	251,000	279,400	321,600	346,100	371,900	386,200				
23	239,100	257,100	286,200	327,000	349,400	375,500					
24	244,800	263,100	292,700	330,500	352,700	379,100					
25	250,400	269,100	298,700	333,700	355,900						
26	256,000	275,000	304,700	336,800	359,100						
27	261,200	280,600	310,700	339,900							
28	266,400	286,100	316,000	343,000							
29	270,400	290,900	319,500	346,000							
30	274,300	295,400	322,700	349,000							
31	278,200	299,800	325,800								
32	282,100	302,600	328,800								
33	284,700	305,400	331,700								
34		308,100	334,600								
35		310,800	337,500								
36		313,500									

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十年十二月十二日 衆議院会議録第十二号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

□ 公安職俸給表(二)

職務の級 号 候	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	俸給月額										
1	102,700	128,300	152,000	184,400	200,600	217,700	234,000	251,700	278,600	309,600	342,700
2	106,600	134,900	159,200	192,400	208,700	225,800	242,800	260,600	287,700	320,500	353,700
3	111,100	141,500	166,600	200,500	216,800	233,900	251,700	269,600	297,200	331,300	364,700
4	116,100	148,700	173,700	208,500	224,900	242,700	260,600	278,600	306,600	341,800	375,700
5	121,400	154,500	180,600	216,500	232,900	251,600	269,500	287,700	315,900	352,200	386,700
6	126,800	159,800	187,300	224,500	240,800	260,500	278,400	296,900	325,100	361,500	397,800
7	131,500	165,000	193,700	232,200	248,700	269,300	287,400	306,100	334,300	370,700	411,400
8	136,000	170,100	199,600	239,600	256,600	278,200	296,400	315,400	343,500	379,700	425,000
9	140,100	175,000	205,300	247,000	264,300	287,100	305,400	324,600	352,600	388,600	438,400
10	144,000	179,600	211,000	254,400	271,900	296,000	314,400	333,800	361,700	397,400	451,600
11	147,900	184,100	216,500	261,600	278,800	304,900	323,300	343,000	370,400	406,200	462,000
12	151,800	188,600	221,600	268,700	285,300	313,800	332,200	352,100	379,100	415,000	468,400
13	155,600	193,100	226,700	274,700	291,700	322,600	341,000	360,900	387,800	423,600	474,700
14	159,200	197,600	231,800	280,000	297,900	331,400	348,100	369,600	396,000	431,200	480,500
15	162,800	201,700	236,800	285,000	303,100	339,900	354,800	377,400	404,100	435,600	485,300
16	166,400	205,500	241,200	289,800	308,200	346,000	361,100	384,300	408,400		
17	169,500	208,900	245,500	293,300	312,700	351,700	366,300	388,600	412,500		
18	172,400	212,200	249,400	296,500	316,400	356,800	371,100	392,500	416,600		
19	175,200	214,300	252,700	299,100	320,100	360,700	375,100	396,400			
20	177,800		255,100	301,700	323,500	364,500	378,800	400,200			
21	179,800		257,400	304,200	326,300	368,300	382,500	404,000			
22			259,700	306,600	329,100	371,900	386,200				
23				262,000	309,000	375,500					
24				264,300	311,400	379,100					
25				266,600							
26				268,800							

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の級 号 候	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額						
1	109,400	141,500	183,300	221,100	250,600	281,800	353,000
2	114,600	149,000	192,000	230,900	260,500	293,400	365,000
3	121,100	157,100	201,000	240,700	270,400	305,000	377,000
4	127,600	165,200	210,000	250,500	280,300	316,600	388,600
5	134,100	173,300	219,000	260,100	290,000	328,000	400,200
6	140,700	180,900	227,600	269,500	299,500	339,200	411,500
7	147,200	187,700	235,900	278,800	308,700	350,800	422,800
8	153,600	194,500	244,000	287,700	317,700	361,200	432,800
9	159,900	201,200	251,700	296,200	326,600	371,900	442,300
10	165,800	207,800	259,000	304,100	335,400	381,900	450,200
11	170,000	213,800	266,200	312,000	344,100	391,600	457,600
12	173,900	219,100	273,200	319,900	352,400	401,200	464,900
13	177,600	224,400	280,000	327,800	360,300	409,800	471,100
14	181,300	229,600	286,700	335,500	368,100	417,500	476,600
15	184,400	234,500	293,400	342,700	374,600	424,400	481,200
16	187,500	238,900	300,000	349,500	380,200	431,000	
17	190,500	243,300	306,300	356,300	385,400	436,900	
18	193,500	246,600	312,200	361,300	390,300	441,200	
19	195,600		315,800	365,400	395,100	445,400	
20			319,400	369,300	399,500	449,500	
21			322,800	373,200	403,400	453,600	
22			326,200	377,100	407,300		
23			329,600	380,800			
24				384,500			
25				388,200			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十年十二月十二日 衆議院会議録第十二号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

口 海事職俸給表(二)

職務の級 号 債	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	94,800	116,300	143,500	168,800	196,800	224,300
2	97,200	121,100	149,500	175,700	203,800	231,300
3	99,900	126,500	155,600	182,600	210,800	238,300
4	103,300	132,000	161,900	189,600	217,400	245,300
5	107,200	137,500	168,700	196,600	223,500	252,400
6	111,400	143,100	175,600	203,500	229,400	259,700
7	116,000	148,800	182,500	210,000	235,100	267,000
8	120,800	154,500	189,400	215,700	240,600	274,400
9	125,700	160,300	196,300	221,400	246,000	281,800
10	131,200	166,100	203,100	226,900	251,400	289,200
11	136,700	171,900	209,400	232,200	256,800	296,600
12	142,200	177,700	214,900	237,200	262,200	304,000
13	147,700	183,100	220,300	242,000	267,600	311,400
14	153,100	188,500	225,700	246,700	272,800	318,200
15	158,000	193,700	230,700	251,200	278,000	324,300
16	162,800	198,800	235,500	255,500	283,000	330,400
17	167,500	203,700	239,900	259,300	287,400	336,400
18	172,100	208,300	244,800	262,900	291,500	341,700
19	176,600	212,900	248,400	266,500	294,600	346,900
20	180,500	216,900	252,100	269,700	297,700	351,700
21	188,400	220,300	255,200	272,700	300,800	356,200
22	186,000	223,300	258,000	275,600	303,900	360,500
23	188,000	226,100	260,700	278,100	306,800	364,200
24		228,600	263,000	280,600	309,700	
25		230,800	265,300	283,100	312,600	
26		232,900	267,600	285,600		
27		235,000	269,800			
28		237,100	272,000			
29			274,200			
30			276,400			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の級 号 債	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	109,000	134,000	184,300	214,700	275,300
2	113,800	142,300	192,600	224,200	285,700
3	118,900	150,600	201,000	233,700	296,200
4	125,200	159,000	208,600	243,400	306,700
5	131,600	167,400	218,400	258,100	317,200
6	138,800	175,800	227,300	262,800	327,800
7	146,000	184,200	236,200	272,500	338,400
8	153,600	192,500	245,100	282,200	349,000
9	161,300	200,800	254,000	291,800	359,600
10	169,200	209,100	262,800	301,300	370,200
11	177,000	217,300	271,300	310,300	380,800
12	184,400	225,300	279,800	318,500	391,400
13	191,400	233,200	288,200	326,500	402,000
14	198,000	240,100	296,600	334,400	412,600
15	204,200	247,000	304,600	342,000	423,200
16	210,300	253,100	312,300	349,600	433,500
17	216,000	259,100	320,000	357,100	442,600
18	221,600	265,000	327,400	364,500	451,700
19	227,200	270,900	334,700	371,600	460,800
20	232,500	276,600	342,000	378,100	469,200
21	237,600	282,300	349,000	384,500	476,900
22	242,600	287,900	356,000	390,900	482,600
23	247,500	293,200	362,300	396,600	487,500
24	252,200	298,500	367,900	402,200	492,300
25	255,900	303,700	372,000	407,300	
26	259,600	308,100	375,400	410,800	
27	263,200	311,700	378,700	414,300	
28	266,600	315,000	381,900	417,800	
29	269,100	318,100	385,100		
30	271,600	321,200			
31	274,000	324,200			
32	276,400	327,200			
33	278,800	330,200			

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十年十二月十二日 衆議院会議録第十二号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

□ 教育職俸給表(二)

職務の級 号	1 級		2 級		3 級		4 級	
	俸 俸 号	給 給 俸	月 月 俸	額 額 俸	俸 俸 俸	給 給 給	月 月 額	額 額 額
1		101,100		125,900		235,700		320,000
2		104,700		133,200		244,300		329,100
3		108,900		140,500		252,900		338,200
4		113,300		147,800		261,500		347,300
5		118,400		155,000		270,100		356,400
6		124,100		162,200		278,700		365,500
7		130,600		169,400		287,300		374,600
8		137,400		176,600		296,000		383,600
9		144,400		183,800		304,700		392,600
10		151,400		190,900		313,300		401,500
11		158,300		198,400		321,900		410,100
12		165,100		206,700		330,500		418,200
13		171,900		215,100		338,900		425,600
14		178,600		223,500		347,100		432,800
15		185,300		231,900		355,200		437,400
16		192,000		240,200		363,200		
17		198,600		248,500		371,200		
18		205,200		256,700		379,200		
19		211,700		264,900		387,200		
20		217,500		273,100		394,400		
21		223,300		281,300		401,300		
22		228,700		289,500		408,000		
23		234,000		297,700		414,600		
24		239,100		305,800		418,800		
25		244,200		313,200				
26		249,200		320,400				
27		254,000		327,500				
28		258,400		334,600				
29		262,800		341,700				
30		266,200		347,800				
31		269,400		353,600				
32		272,600		358,600				
33		275,600		363,000				
34		277,900		367,300				
35		280,100		371,600				
36		282,300		374,600				
37		284,500						
38		286,700						

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十年十二月十一日

衆議院会議録第十二号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

五二四

ハ 教育職俸給表(三)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	101,100	108,900	201,000	316,600
2	104,700	114,400	209,700	324,700
3	108,900	119,900	218,400	332,800
4	113,300	125,900	227,100	340,900
5	118,400	133,200	235,700	349,000
6	124,100	140,500	244,300	357,000
7	130,600	147,800	252,900	365,000
8	137,400	155,000	261,500	372,800
9	144,300	162,200	270,100	379,900
10	151,200	169,400	278,600	387,000
11	157,800	176,600	287,000	393,400
12	164,300	183,800	294,800	399,700
13	170,500	190,900	302,600	404,700
14	176,700	198,400	310,200	409,700
15	182,700	206,700	317,800	413,800
16	188,600	215,100	325,300	
17	194,300	223,500	332,700	
18	199,800	231,900	340,100	
19	205,300	240,200	347,500	
20	201,500	248,500	354,700	
21	215,400	256,700	361,300	
22	220,100	264,800	367,500	
23	224,500	272,900	373,000	
24	228,700	281,000	377,700	
25	232,100	288,500	381,600	
26	235,400	295,700	384,700	
27	238,200	302,900	387,700	
28	240,700	309,600	390,700	
29	243,100	316,000		
30	245,400	322,100		
31	247,500	328,100		
32	249,600	333,900		
33	251,700	339,100		
34		344,200		
35		348,800		
36		352,700		
37		356,500		
38		360,200		
39		362,800		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

昭和六十年十二月十二日 衆議院会議録第十二号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	113,200	143,400	184,300	233,700	359,500
2	119,800	151,200	192,600	243,400	370,100
3	126,900	159,300	201,000	253,100	380,700
4	134,000	167,600	209,600	262,800	391,300
5	141,400	175,900	218,400	272,500	401,900
6	148,900	184,200	227,300	282,200	412,500
7	156,500	192,500	236,400	291,800	423,100
8	164,100	200,800	245,700	301,300	433,500
9	171,800	209,100	255,300	310,300	442,600
10	179,500	217,400	264,900	319,100	451,700
11	186,800	225,700	274,500	327,800	460,800
12	194,000	234,200	284,000	338,400	469,200
13	200,900	242,800	293,500	349,000	476,900
14	207,500	251,400	302,500	359,600	482,700
15	214,100	259,900	311,100	370,200	487,600
16	220,300	268,300	319,500	389,800	492,400
17	226,200	276,200	327,700	391,400	
18	232,100	283,900	335,800	402,000	
19	237,600	291,500	343,500	412,600	
20	242,900	299,000	350,900	421,900	
21	248,000	306,500	358,200	428,100	
22	253,000	313,800	365,400	434,100	
23	258,000	321,100	371,900	440,000	
24	262,500	328,300	378,300	445,800	
25	266,700	335,300	384,300	451,000	
26	270,700	342,000	389,500	455,400	
27	273,700	348,700	394,600	459,700	
28	276,700	355,100	398,300		
29	279,600	361,300	401,800		
30	282,500	366,500	405,300		
31	285,400	371,600			
32		376,700			
33		380,100			
34		383,400			
35		386,700			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	92,800	118,300	190,700	227,200	264,600
2	95,600	125,000	199,800	236,400	275,300
3	98,700	132,600	208,900	245,600	286,000
4	101,800	140,300	218,000	254,800	297,100
5	105,700	148,000	227,100	264,000	308,300
6	110,400	155,700	236,200	273,200	320,000
7	115,400	163,400	245,100	282,100	331,900
8	120,700	171,100	254,000	291,000	343,800
9	127,300	178,800	262,800	299,600	355,700
10	134,100	186,500	271,400	308,000	367,500
11	141,200	194,100	279,200	316,300	379,300
12	148,300	201,700	286,800	324,500	391,000
13	155,500	209,300	294,100	332,700	402,400
14	162,700	216,500	300,600	340,800	413,800
15	169,700	223,700	306,600	348,800	425,200
16	176,800	230,600	312,600	356,800	436,600
17	183,400	236,900	318,500	364,800	447,900
18	189,900	243,200	324,300	372,700	457,500
19	195,500	249,500	330,000	380,600	464,700
20	200,800	255,800	335,800	387,300	470,800
21	206,000	261,900	340,400	398,800	476,000
22	211,200	268,000	345,100	398,300	481,100
23	216,200	274,100	349,500	402,800	485,300
24	221,200	278,900	353,300	406,800	
25	225,700	283,500	356,800		
26	229,400	287,000	360,300		
27	232,900	290,400	363,800		
28	235,700	293,700			
29	238,300	297,000			
30	240,800	300,200			
31	243,300	303,400			
32	245,800				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

## イ 医療職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 倍	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	162,900	224,100	256,800	334,000
2	172,100	234,900	267,900	344,900
3	181,500	245,800	279,900	355,700
4	192,200	256,800	290,000	366,500
5	202,900	267,800	301,000	377,300
6	213,500	278,700	312,000	387,700
7	224,100	289,600	323,000	397,900
8	234,700	300,500	334,000	407,700
9	245,100	311,300	344,800	417,500
10	255,300	322,100	355,600	427,300
11	263,900	331,400	366,400	437,100
12	272,100	340,400	376,500	446,800
13	280,200	349,100	386,300	456,500
14	288,200	357,500	395,900	466,200
15	296,200	365,800	405,500	474,700
16	304,200	374,100	414,800	482,700
17	312,000	382,400	423,800	490,200
18	319,000	390,700	432,800	496,800
19	323,600	397,200	441,800	501,200
20	328,000	403,800	448,600	506,000
21	331,100	409,000	455,200	
22		413,000	459,700	
23		416,900	464,200	
24		420,600	468,500	
25		424,300	472,800	
26		428,000	477,100	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

## ロ 医療職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 倍	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	95,600	117,100	149,100	170,500	201,800	236,100	264,700	321,900
2	98,800	122,500	156,100	177,900	209,700	244,900	275,700	333,600
3	102,200	128,900	163,200	185,300	218,200	253,800	286,700	345,300
4	106,500	135,300	170,400	192,800	226,700	262,900	297,700	357,300
5	110,900	141,700	177,700	200,500	235,200	272,000	308,700	369,300
6	115,600	148,200	185,000	208,200	243,700	281,100	319,700	381,200
7	121,000	154,700	192,400	215,900	252,200	290,200	330,700	398,100
8	127,300	161,200	199,900	223,600	260,700	299,300	341,500	404,900
9	133,500	167,700	207,500	231,200	269,200	308,300	352,100	416,600
10	139,200	174,100	215,000	238,700	277,800	317,300	362,100	428,300
11	144,200	180,400	222,200	246,100	286,300	326,200	371,900	435,300
12	149,200	186,000	229,200	253,400	294,500	334,600	380,600	441,400
13	154,000	191,500	236,100	260,700	302,300	342,900	387,300	447,300
14	158,200	196,900	243,000	287,700	309,700	349,700	393,800	452,700
15	162,300	202,200	249,800	274,600	315,700	356,000	400,200	458,000
16	166,300	207,400	256,400	280,300	321,600	360,200	404,500	462,500
17	170,200	212,200	262,700	285,400	326,800	364,100	408,800	
18	174,100	216,700	268,700	290,400	331,700	368,000		
19	176,900	221,200	273,200	294,200	335,500	371,800		
20	179,700	225,300	277,000	297,900	339,300	375,600		
21	182,300	228,500	280,700	301,300	342,900			
22	184,300	230,900	283,400	304,600	346,500			
23	186,300	233,300	286,000	307,500	350,100			
24		235,500	288,600	310,300				
25		237,700	291,000					
26		239,900	293,400					
27		295,800						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十年十二月十二日 衆議院会議録第十二号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

## 八 医療職俸給表(三)

職務の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	100,300	115,200	154,900	174,100	201,900	231,500
2	103,900	120,600	161,000	180,700	209,200	239,600
3	107,700	125,900	167,500	187,300	216,500	247,900
4	111,500	131,700	174,000	193,900	223,800	256,400
5	115,200	137,500	180,500	200,500	231,100	265,200
6	120,600	143,300	187,000	207,200	238,100	274,000
7	125,800	149,000	193,400	213,900	245,100	282,800
8	131,500	154,700	199,800	220,600	252,100	291,600
9	137,300	160,300	206,200	227,200	259,000	300,400
10	142,900	165,900	212,600	233,300	265,900	309,200
11	148,400	171,500	218,900	240,300	272,800	317,900
12	153,800	176,900	225,300	246,800	279,700	326,500
13	159,000	182,300	231,600	253,200	286,600	335,100
14	164,100	187,500	237,900	259,600	293,500	343,300
15	169,100	192,700	244,200	266,000	300,400	351,400
16	174,100	197,900	250,400	272,200	307,300	358,800
17	178,800	203,000	256,500	278,400	313,800	366,200
18	183,500	207,900	262,600	284,500	319,600	372,900
19	188,100	212,800	268,500	280,500	324,100	379,000
20	192,700	217,700	274,300	295,800	328,300	383,000
21	197,100	222,600	280,000	300,800	332,500	386,700
22	201,400	227,400	285,500	305,500	336,000	390,400
23	205,600	232,200	290,000	309,100	339,200	
24	209,200	237,000	294,300	312,500	341,900	
25	212,700	241,800	298,400	315,700		
26	215,800	246,600	301,600	318,500		
27	218,900	250,800	304,700	321,200		
28	221,900	254,800	307,300	323,800		
29	224,200	258,700	309,800			
30	226,500	261,200	312,300			
31	228,800	263,600	314,800			
32	231,000	266,000				
33		268,400				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八の次に次の二表を加える。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸 給 月 額
1	450,000
2	496,000
3	553,000
4	611,000
5	659,000
6	709,000
7	771,000
8	831,000
9	890,000
10	948,000
11	1,004,000
12	1,025,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学院又は研究所の長、試験所の長その他の官職を占めるものに適用する。この表は、人事院規則で定めるものに適用する。

1 (施行期日等)  
この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条第一項、第九条の二第四項及び第十二条の六第二項の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定、第十五条、第十七条、第十九条の二第三項、第十九条の六及び第二十二条の見出しの改正規定、同条に一項を加える改正規定、附則第十六条を附則第十八項とし、附則第十五項の次に二項を加える改正規定並びに附則第十二項から第十四項まで及び第二十三項から第二十九項までの規定は昭和六十一年一月一日から、第十一条第四項の改正規定は同年六月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定

を除く。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下附則第十一項までにおいて「改正後の法」という。)、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一部を改正する法律(昭和二十四年法律第二百号)及び国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号))の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

## (職務の級への切替え)

3 昭和六十一年七月一日(以下「切替日」とい

う。)の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第一に掲げられているもの(次項に規定する職員を除く。)の切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、人事院の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

4 切替日の前日において行政職俸給表(の適用を受けた職員のうち、切替日において専門行政職俸給表の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級は、旧等級に対応する。この場合においては、前項後段の規定を適用する。

昭和六十年十二月十二日 衆議院会議録第十二号

(号俸の切替え等)



五二八

19

務の級の号俸に相当するものとして、内閣総理大臣が指定する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第号）による改正前の一般職の職員の給与に  
関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一から別表第七までに定める」を加え、「が職務の等級」を「が職務の級」に改める。  
正（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改  
正）

級」に改める。

第三十二条中「本条」を「この条」に改め、同条第一号の中「二等級」を「九級」に改め、同号ロ中「三等級」を「八級」に改め、同条第四号中「二等級」を「九級」に、「に因り」を「により」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第五号中「に因り」を「により」に、「の外」を「のほか」に改める。

第三十三条中「左の」を「次の」に、「さん橋質」を「橋樁質」に、「本条」を「この条」に改め、同条第一号中「左に」を「次に」に改め、同号イ中「二等級」を「九級」に、「三等級以下七等級」を「八級以下二級」に、「八等級」を「一級」に改め、同号ロ中「二等級」を「九級」に、「三等級」を「八級」に改め、同条第三号中「二等級」を「九級」に、「に因り」を「により」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第四号中「に因り」を「により」に、「の外」を「のほか」に改める。

第三十四条第一項中「本条」を「この条」に改め、同項第一号イ中「二等級」を「九級」に改め、同号ロ中「三等級」を「八級」に改め、同項第三号中「二等級」を「十一級」に改める。

附則第七項中「七等級」を「二級」に、「八等級」を「一級」に、「一等級」を「十一級」に、

「二等級以下」を「十級以下」に、「二等級以上」を「九級以上」に、「三等級」を「八級」に改める。  
別表第一の一の表区分の欄中「二等級」を「九級」に、「三等級以下五等級」を「八級以下四級」に、「六等級」を「三級」に改め、別表第一の二の表区分の欄中「二等級」を「九級」に、「三等級又は四等級」を「八級以下六級以上」に、「五等級」を「五級」に改める。  
別表第一の一の表区分の欄中「二等級」を「九級」に、「三等級以下五等級」を「八級以下四級」に、「六等級」を「三級」に改め、別表第二の二の表区分の欄中「二等級」を「九級」に、「三等級又は四等級」を「八級以下六級以上」に、「五等級」を「五級」に改め、別表第二の三の表区分の欄中「二等級」を「十一級」に、「二等級」を「十級又は九級」に、「三等級」を「八級」に、「四等級」を「七級又は六級」に、「五等級」を「五級又は四級」に、「六等級」を「三級」に、「七等級」を「二級」に改める。  
(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  
前項の規定による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお從前の例による。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)  
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のようて改正する。  
第六十一条の三の二第四項中「及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）」を削る。  
(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)  
国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を次のようて改正する。  
第三条第一項中「別表第五」を「別表第六」に、「職務の等級」を「職務の級」に、「二等級▽」を「三等級」を「一級又は二級」に改める。  
第五条第一項中「職務の等級」を「職務の級」に、「別表第五」を「別表第六」に、「二等級▽」を「三級」に改め、同条第二項中「職務の等級」を「職務の級」に、「二等級」を「二級」に、「一等級」を「三級」に改める。  
(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)  
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。





附則別表第三 行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、研究職俸給表又は医療職俸給表(一)の1級となる

職員以外の職員の号俸の切替表(附則第五項関係)

## イ 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員

旧 号 俸	新 号 俸										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1	1	1	1				1	1	1	1	1
2	1	2	2	1	1	1	2	1	2	2	1
3	2	3	3	2	1	2	1	3	1	3	4
4	3	4	4	3	1	3	1	4	1	4	5
5	4	5	5	4	2	4	2	4	2	5	6
6	5	6	5	3	5	3	5	3	6	3	6
7	6	7	6	4	6	4	6	7	4	7	8
8	7	8	8	7	5	7	5	8	5	8	9
9	8	9	8	6	8	6	8	9	6	9	7
10	9	10	9	7	9	7	9	10	7	10	10
11	10	11	10	8	10	8	10	11	8	11	11
12	11	12	11	9	11	9	12	9	12	12	12
13	12	13	12	10	12	10	13	10	13	13	12
14	13	14	13	11	13	11	13	14	11	14	14
15	14	15	14	12	14	12	15	12	15	15	15
16	15	16	15	13	15	13	16	12	16	16	16
17	16	17	16	14	16	14	17	17	17	14	15
18	17	18	17	15	17	15	18	18	18	15	16
19	18	19	18	16	18	16	19	19	19	16	17
20		20	19	16	19	17	19		20	17	18
21		21	20	17	20	18		21	21	18	19
22		22	21	17	21	18		22	22	19	20
23		23	22	18	22	19		23	23	21	22
24		24	23	19				24	24	20	22
25		25	24	19				25	25	21	23
26		26	25	20				27	27	22	
		28						28	28	23	

旧号俸	新 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	1	1	1
3	3	3	3	1	1	2
4	4	4	4	1	1	3
5	5	5	5	2	2	4
6	6	6	5	3	3	5
7	7	7	6	4	4	7
8	8	7	5	3	5	8
9	9	8	6	3	6	9
10	10	9	7	2	7	10
11	11	10	8	1	8	11
12	12	11	9	1	9	12
13	13	12	10	1	10	13
14	14	13	11	1	11	14
15	15	14	12	1	12	15
16	16	15	13	1	13	16
17	17	16	14	1	14	17
18	18	17	15	1	15	18
19	19	18	16	1	16	19
20	20	19	16	1	16	20
21	21	20	17	1	17	21
22	22	21	17	1	17	22
23	23	22	18	1	18	23
24	24	23	19	1	19	24
25	25	24	19	1	19	25
26	26	25	20	1	20	26
27	27	26	21	1	21	27
28	28	27	22	1	22	28

## 官報(号外)

八 専門行政職俸給表の適用を受ける職員

二 税務職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1				1	1	1	
2	1	1	1	2	1	2	
3	2	2	2	3	1	3	
4	3	3	3	4	1	4	
5	4	4	4	5	2	5	
6	5	5	5	6	3	6	
7	6	6	6	7	4	7	
8	7	7	7	8	5	8	
9	8	8	8	9	6	9	
10	9	9	9	10	7	10	
11	10	10	10	11	8	11	
12	11	11	11	12	9	12	
13	12	12	12	13	10	13	
14	13	13	13	14	11	14	
15	14	14	14	15	12	15	
16	15	15	15	16	12		
17	16	16	16				
18	17	17	17				
19	18	18	18				
20	19	19	19				
21	19	20					
22	20	21					
23	21	22					
24	22						
25	23						
26	24						

旧号俸	新号俸										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1	1	1	1							1	1
2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	3	2	3	2	1	2	1	2	1	1	3
4	4	3	4	1	4						4
5	5	4	5	2	5						5
6	6	5	6	3	6						6
7	6	6	6	5	6						6
8	7	6	7	6	7						7
9	8	7	8	7	8						8
10	9	8	9	8	7						9
11	10	10	10	11	8						10
12	11	11	11	12	9						12
13	12	12	12	13	10						13
14	13	13	13	14	11						14
15	14	14	14	15	12						15
16	15	15	15	16	12						16
17	16	16	16								17
18	17	17	17								18
19	18	18	18								19
20	19	19	19								20
21	19	20									21
22	20	21									22
23	21	22									23
24	22										24
25	23										25
26	24										26

昭和六十年十二月十二日 衆議院会議録第十二号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

#### ホ 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員

～公文職俸給表(三)の適用を受ける職員

ト 海事職俸給表(一)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	2	2	2	1	1	1
3	2	3	3	3	1	2	1
4	3	4	4	4	1	3	2
5	4	5	5	5	2	4	3
6	5	6	6	6	3	5	4
7	6	7	7	7	4	6	5
8	7	8	8	8	5	7	6
9	8	9	9	9	6	8	7
10	9	10	10	10	7	9	8
11	10	11	11	11	8	10	9
12	11	12	12	12	9	11	10
13	12	13	13	13	10	13	12
14	13	14	14	14	11	13	12
15	14	15	15	15	12	14	13
16	15	16	16	16	13	15	14
17	16	17	17	17	14	16	15
18	17	18	18	18	15	17	16
19	18	19	19	19	16	18	17
20	19	20	20	20	17	19	18
21			21	21	18	20	19
22		22	17		19	21	20

チ 海事職俸給表(二)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	1	1
3	3	3	3	3	1	1	2
4	4	4	4	4	1	2	4
5	5	5	5	5	2	3	5
6	6	6	6	6	3	4	6
7	7	7	7	7	4	5	7
8	8	8	8	8	5	6	8
9	9	9	9	9	6	7	9
10	10	10	10	10	7	8	10
11	11	11	11	11	8	9	11
12	12	12	12	12	9	10	12
13	13	13	13	13	10	12	13
14	13	14	14	14	11	13	14
15	14	15	15	15	12	14	15
16	15	16	16	16	13	15	16
17	16	17	17	17	14	16	17
18	17	18	18	18	15	17	18
19	18	19	19	19	16	18	19
20	19	20	20	20	17	19	20
21		21	16	16	18	20	19
22		22	17	17	19	21	20
23		23	18	18	20	22	21
24		24	19	19	21	23	22
25		25	20	20	22	24	23
26		26	21	21	23	25	24
27		27	22	22	24	26	25

昭和六十年十一月十一日

衆議院本議院第十一回一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

内閣

## 又 教育職俸給表(二)の適用を受ける職員

19 18 18 18

## 又 教育職俸給表(二)の適用を受ける職員

20 19 19 19

旧号俸	新号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1	
2	2	2	2	1	
3	3	3	3	2	1
4	4	4	4	3	2
5	5	5	5	4	3
6	6	6	6	5	4
7	7	7	7	6	5
8	8	8	8	7	6
9	9	9	9	8	7
10	10	10	10	9	8
11	11	11	11	10	9
12	12	12	12	11	10
13	13	13	13	12	11
14	14	14	14	13	12
15	15	15	15	14	13
16	16	16	16	15	14
17	17	17	17	16	15
18	18	18	18	17	16
19	19	19	19	18	17
20	20	20	20	19	18
21	21	21	21	20	19
22	22	22	22	21	20
23	23	23	23	22	21
24	24	24	24	23	22
25	25	25	25	24	23
26	26	26	26	25	24
27	27	27	27	26	
28	28	28	28	26	
29	29	29	29	26	
30	30	30	30	26	

旧号俸	新号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1	
2	2	1	1	1	2
3	2	2	2	3	
4	3	3	3	3	4
5	4	4	4	4	5
6	5	5	5	5	6
7	6	6	6	6	7
8	7	7	7	7	8
9	8	8	8	8	9
10	9	9	9	9	10
11	10	10	10	10	11
12	11	11	11	11	12
13	12	12	12	12	13
14	13	13	13	13	14
15	14	14	14	13	15
16	15	15	15	14	16
17	16	16	16	15	17
18	17	17	17	16	18
19	18	18	18	17	19
20	19	19	19	18	20
21	20	20	20	19	21
22	21	21	21	20	22
23	22	22	22	21	23
24	23	23	23	22	24
25	24	24	24	23	25
26	25	25	25	24	26
27	26	26	26	25	
28	27	27	27	26	
29	28	28	28	27	
30	29	29	29	28	

新号俸	又 教育職俸給表(二)の適用を受ける職員				
	19	18	18	18	18
20	19	19	19	19	19
21	20	20	20	20	20
22	21	21	21	21	21
23	22	22	22	21	22
24	23	23	23	22	23
25	24	24	24	23	24
26	25	25	25	24	25
27	26	26	26	25	
28	27	27	27	26	
29	28	28	28	27	
30	29	29	29	28	

ル 教育職俸給表(三)の適用を受ける職員

	19	18	19	18
新 号 俸	20	19	20	19
旧号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	2	2	2	2
3	3	3	3	3
4	4	4	4	4
5	5	5	5	5
6	6	6	6	6
7	7	7	7	7
8	8	8	8	8
9	9	9	9	9
10	10	10	10	10
11	11	11	11	11
12	12	12	12	12
13	13	13	13	13
14	14	14	14	14
15	15	15	15	15
16	16	16	16	16
17	17	17	17	16
18	18	18	18	17
19	19	19	19	18
20	20	20	20	19
21	21	21	21	20
22	22	22	22	21
23	23	23	23	22
24	24	24	24	23
25	25	25	25	24
26	26	26	26	25
27	27	27	27	26
28	28	28	28	27
29	29	29	28	27
30	29	30	29	28
31	30	31	30	29
32	32	32	31	29
33	33	33	32	28
34	34	34	33	27
35	35	35	34	26
36	36	36	35	25
37	37	37	36	24
38	38	38	37	23
39	39	39	38	22

ヲ 教育職俸給表(四)の適用を受ける職員

旧号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9
10	9	10	9	10	10
11	10	11	10	11	11
12	11	12	11	12	12
13	12	13	12	13	13
14	13	14	13	14	14
15	14	15	14	15	15
16	15	16	15	16	16
17	16	17	16	17	17
18	17	18	17	18	18
19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	19
21	21	21	21	21	20
22	22	22	22	22	21
23	23	23	23	23	22
24	24	24	24	24	23
25	25	25	25	25	24
26	26	26	26	26	25
27	27	27	27	27	26
28	28	28	28	28	27
29	29	29	29	29	28
30	30	30	30	30	29
31	31	31	31	31	30
32	32	32	32	32	31
33	33	33	33	33	32

## (外号) 報官

ワ 研究職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	2級	3級	4級	5級	
1	1				
2	2				
3	3				
4	4	1	1	1	
5	5	2	1	2	
6	6	3	1	3	
7	7	4	1	4	
8	8	5	1	5	
9	9	6	2	6	
10	10	7	3	7	
11	11	8	4	8	
12	12	9	5	9	
13	13	10	6	10	
14	14	11	7	11	
15	15	12	8	12	
16	16	13	9	13	
17	17	14	10	14	
18	18	15	11	15	
19	19	16	12	16	
20	20	17	13	17	
21	21	18	13	18	
22	22	19	14	19	
23	23	20	15	20	
24	24	21	15	21	
25	25	22	16	22	
26	26	23	17	23	
27	27	24	17		
28	28				

カ 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	1級	2級	3級	4級
1	1			
2	1	1		
3	2	2	2	3
4	3	3	3	4
5	4	4	4	5
6	5	5	5	6
7	6	6	6	7
8	7	7	7	8
9	8	8	8	9
10	9	9	9	10
11	10	10	10	11
12	11	11	11	12
13	12	12	12	13
14	13	13	13	14
15	14	14	14	15
16	15	15	15	16
17	16	16	16	17
18	17	17	17	18
19	18	18	18	19
20	19	19	19	20
21	20	20	20	21
22	21	21	21	22
23	22	22	22	23
24	23	23	23	
25	24	24	24	
26	25	25	25	
27	26	26	26	
28	27	27	27	

ヨ 医療職俸給表(二)の適用を受ける職員

外号報價

旧号俸	新号俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	1	3	3	3	3
4	4	4	1	4	4	4	4
5	5	5	2	5	5	5	5
6	6	6	3	6	6	6	6
7	7	7	4	7	7	7	7
8	8	8	5	8	8	8	8
9	9	9	6	9	9	9	9
10	10	10	7	10	10	10	10
11	11	11	8	11	11	11	11
12	12	12	9	12	12	12	12
13	13	13	10	13	13	13	13
14	14	14	11	14	14	14	14
15	15	15	12	15	15	15	15
16	16	16	13	16	16	16	16
17	17	17	14	17	17	17	17
18	18	18	15	18	18	18	18
19	19	19	16	19	19	19	19
20	20	20	17	20	20	20	20
21	21	21	18	21	21	21	21
22	22	22	19	22	22	22	22
23	23	23	20	23	23	23	23
24	24	24	21	24	24	24	24
25	25	25	22	25	25	25	25
26	26	26	23	26	26	26	26
27	27	27	24	27	27	27	27
28	28	28	25	28	28	28	28
29	29	29	26	29	29	29	29
30	30	30	27	30	30	30	30

タ 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	1	1
3	3	3	3	3	1	1
4	4	4	4	4	1	1
5	5	5	5	5	2	2
6	6	6	6	6	3	3
7	7	7	7	7	4	4
8	8	8	8	8	5	5
9	9	9	9	9	6	6
10	10	10	10	10	7	7
11	11	11	11	11	8	8
12	12	12	12	12	9	9
13	13	13	13	13	10	10
14	14	14	14	14	11	11
15	15	15	15	15	12	12
16	16	16	16	16	13	13
17	17	17	17	17	14	14
18	18	18	18	18	15	15
19	19	19	19	19	16	16
20	20	20	20	20	17	17
21	21	21	21	21	18	18
22	22	22	22	22	19	19
23	23	23	23	23	20	20
24	24	24	24	24	21	21
25	25	25	25	25	22	22
26	26	26	26	26	23	23
27	27	27	27	27	24	24
28	28	28	28	28	25	25
29	29	29	29	29	26	26
30	30	30	30	30	27	27

備考 これらの表の新号俸欄中「1級」等あるのは、切替日においてその者が属することとなる職務の級を示す。

昭和十六年十一月十一日  
衆議院外議會第十一回  
一 議會の議員の給与に關する法律の一部を改正する法律案及び同案附則

附則別表第四 行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、研究職俸給表又は医療職俸給表(二)の1級となる職員の号俸の切替表(附則第五項関係)

イ 行政職俸給表(一)の1級となる職員

旧 級	号 俸	俸	新 級	号 俸	俸
5 級	4 級	3 級	1 級	2 級	3 級
1			1	1	
2			2	2	
3			3	3	
4			4	4	
5			5	5	
6			6	6	
7			7	7	
8			8	8	
9			9	9	
10			10	10	
11			11	11	
12			12	12	
13			13	13	
14			14	14	
15			15	15	
16			16	16	
17			17	17	
18			18	18	
19			19	19	
20			20	20	
21			21	21	
22			22	22	
23			23	23	
24			24	24	
25			25	25	
26			26	26	
27			27	27	
28			28	28	
29			29	29	
30			30	30	
31			31	31	
32			32	32	
33			33	33	
34			34	34	
35			35	35	
36			36	36	
37			37	37	
38			38	38	
39			39	39	
40			40	40	
41			41	41	
42			42	42	
43			43	43	
44			44	44	
45			45	45	
46			46	46	
47			47	47	
48			48	48	
49			49	49	
50			50	50	
51			51	51	
52			52	52	
53			53	53	
54			54	54	
55			55	55	
56			56	56	
57			57	57	
58			58	58	
59			59	59	
60			60	60	
61			61	61	
62			62	62	
63			63	63	
64			64	64	
65			65	65	
66			66	66	
67			67	67	
68			68	68	
69			69	69	
70			70	70	
71			71	71	
72			72	72	
73			73	73	
74			74	74	
75			75	75	
76			76	76	
77			77	77	
78			78	78	
79			79	79	
80			80	80	
81			81	81	
82			82	82	
83			83	83	
84			84	84	
85			85	85	
86			86	86	
87			87	87	
88			88	88	
89			89	89	
90			90	90	
91			91	91	
92			92	92	
93			93	93	
94			94	94	
95			95	95	
96			96	96	
97			97	97	
98			98	98	
99			99	99	
100			100	100	
101			101	101	
102			102	102	
103			103	103	
104			104	104	
105			105	105	
106			106	106	
107			107	107	
108			108	108	
109			109	109	
110			110	110	
111			111	111	
112			112	112	
113			113	113	
114			114	114	
115			115	115	
116			116	116	
117			117	117	
118			118	118	
119			119	119	
120			120	120	
121			121	121	
122			122	122	
123			123	123	
124			124	124	
125			125	125	
126			126	126	
127			127	127	
128			128	128	
129			129	129	
130			130	130	
131			131	131	
132			132	132	
133			133	133	
134			134	134	
135			135	135	
136			136	136	
137			137	137	
138			138	138	
139			139	139	
140			140	140	
141			141	141	
142			142	142	
143			143	143	
144			144	144	
145			145	145	
146			146	146	
147			147	147	
148			148	148	
149			149	149	
150			150	150	
151			151	151	
152			152	152	
153			153	153	
154			154	154	
155			155	155	
156			156	156	
157			157	157	
158			158	158	
159			159	159	
160			160	160	
161			161	161	
162			162	162	
163			163	163	
164			164	164	
165			165	165	
166			166	166	
167			167	167	
168			168	168	
169			169	169	
170			170	170	
171			171	171	
172			172	172	
173			173	173	
174			174	174	
175			175	175	
176			176	176	
177			177	177	
178			178	178	
179			179	179	
180			180	180	
181			181	181	
182			182	182	
183			183	183	
184			184	184	
185			185	185	
186			186	186	
187			187	187	
188			188	188	
189			189	189	
190			190	190	
191			191	191	
192			192	192	
193			193	193	
194			194	194	
195			195	195	
196			196	196	
197			197	197	
198			198	198	
199			199	199	
200			200	200	
201			201	201	
202			202	202	
203			203	203	
204			204	204	
205			205	205	
206			206	206	
207			207	207	
208			208	208	
209			209	209	
210			210	210	
211			211	211	
212			212	212	
213			213	213	
214			214	214	
215			215	215	
216			216	216	
217			217	217	
218			218	218	
219			219	219	
220			220	220	
221			221	221	
222			222	222	
223			223	223	
224			224	224	
225			225	225	
226			226	226	
227			227	227	
228			228	228	
229			229	229	
230			230	230	
231			231	231	
232			232	232	
233			233	233	
234			234	234	
235			235	235	
236			236	236	
237			237	237	
238			238	238	
239			239	239	
240			240	240	
241			241	241	
242			242	242	
243			243	243	
244			244	244	
245			245	245	
246			246	246	
247			247	247	
248			248	248	
249			249	249	
250			250	250	
251			251	251	
252			252	252	
253			253	253	
254			254	254	
255			255	255	
256			256	256	
257			257	257	
258			258	258	
259			259	259	
260			260	260	
261			261	261	
262			262	262	
263			263	263	
264			264	264	
265			265	265	
266			266	266	
267			267	267	
268			268	268	
269			269	269	

(外) 報 号 日

31

ハ 研究職俸給表の1級となる職員

日 号	等 級	日 号	等 級	新 号	等 級
5	2	3	4	1	
4	5	7	6	2	
3	8	8	7	3	
2	9	5	8	4	
1	10	6	9	5	
	11	7	10	6	
	12			7	
	13	8	11	8	
	14			5	
	15			6	
	16	9	12	7	
	17			5	
		10	13	6	
		11	14	7	
		12	15	8	
		13	16	9	
		14	17	10	
		15	18	11	
		16	19	12	
		17	20	13	
		18	21	14	
		19	22	15	
		20	23	16	
		21	24	17	
		22	25	18	
		23		19	
		24		20	
		25		21	
		26		22	
		27			
		28			
		29			

ニ 医療職俸給表(二)の1級となる職員

日 号	等 級	日 号	等 級	新 号	等 級
6	2	3	4	1	
5	1	4	3	2	
4	6	5	6	3	
3	7	6	7	4	
2	8	7	8	5	
1	9	8	9	6	
	10	9	10	7	
	11	10	11	8	
	12	11	12	9	
	13	12	13	10	
	14	13	14	11	
	15	14	15	12	
	16	15	16	13	
	17	16	17	14	
	18	17	18	15	
	19	18	19	16	
	20	19	20	17	
	21	20	21	18	
	22	21	22	19	
	23	22	23	20	
	24	23	24	21	
	25	24	25	22	
	26	25			
	27	26			
	28				
	29				

備考 これらの表の旧号俸欄中「5等級」等あるのは、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級を示す。

昭和六十年十二月十二日 衆議院会議録第十二号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

## 理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和六十年八月七日付けの給与についての勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改定するとともに、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び筑波研究園都市移転手当の額の改定等を行い、並びに人事院の国会及び内閣に対する同日付けの休暇についての勧告にかんがみ、職員の休暇に関する制度を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和六十年八月七日付けの「給与に関する人事院勧告」及び「休暇に関する人事院勧告」にかんがみ、給与について実施時期を七月一日としたほかは、一般職の職員の給与の改定及び休暇制度の改定とも勧告どおり実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

## 1 紙改定

## (1) 債給表の改定

(1) 全俸給表の全俸給月額を改め、四千円ないし五万六千円引き上げた額とすること。

(2) 現行の職務の等級を職務の級に改め、最も下位の級を一級として職務の級の序列を編成し直すとともに、職務の複雑・専門化、職務段階の分化等に対応するよう、行政職俸給表について、現行の八

等級制を十一級制に改め、併せて行政職

俸給表(1)、税務職俸給表、公安職俸給表(1)、公安職俸給表(2)、海事職俸給表(1)、研究職俸給表、医療職俸給表(1)及び医療職俸給表(2)の各俸給表についても所要の整備を行うこと。

(3) 植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空

交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員の待遇の適正化を図るため、これらの職員を対象とした専門行政職俸給表を新設すること。

(4) 定年制度の実施を踏まえ所要の号俸を増設する等、号俸構成の整備を図ること。

## (2) 諸手当の改定

(1) 初任給調整手当について、医療職俸給表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を、二十二万七千六百円から二十三万円に引き上げるとともに、医療職俸給表(1)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、

医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を、四万千百円から四万二千円に引き上げること。

(2) 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万三千二百円から一万四千円に、配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を二人までについてはそれぞれ四千二百円から四千五百円(配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については八

千九百円から九千五百円)に引き上げること。

また、昭和六十一年六月一日から児童手当制度が改められることに伴い、児童手当との調整について所要の改正を行うこと。

なお、交通機関等と自転車等の併用者に対する支給月額も引き上げること。

(3) 調整手当について、支給区分が甲地であるもののうち人事院規則で定める地域及び官署における支給割合を百分の九から百分の十に引き上げるとともに、これらの地域及び官署以外の地域に在勤する医療職俸給表(1)の適用を受ける職員等に対する支給割合を百分の九から百分の十に引き上げること。

(4) 非常勤の委員等に支給する手当について、支給限度額を日額二万三千五百円から二万四千八百円に引き上げること。

以上のほか、職務の級及び号俸への切替え措置等について規定している。

## 2 休日制度の整備

(1) 職員は、国民の祝日にに関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないものとする。

(2) その他休日制度の整備に伴い、所要の整備を行なうこと。

(1) 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇の三種類とすること。

(2) 年次休暇は、一年の年ごとににおける休暇とし、その日数は、一年において二十日とする。

なお、新規採用職員等については人事院規則で定めるものとすること。

(3) 年次休暇は、人事院規則で定める日数を限度として翌年に繰り越すことができるものとすること。

こととされている二分の一加算の限度額を月額三千四百円から四千円にそれぞれ引き上げるとともに、自転車等の使用者に対する支給月額も引き上げること。

こととされており二分の一加算の限度額を月額三千四百円から四千円にそれぞれ引き上げるとともに、自転車等の使用者に対する支給月額も引き上げること。

なお、交通機関等と自転車等の併用者に対する支給月額も同様に引き上げること。

(四) 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないこと

がやむを得ないと認められる場合における休暇とすること。

④ 特別休暇は、選挙権の行使、結婚その他

の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇とし、その期間等は人院規則で定めるものとする。

⑤ 休暇については、各府の長等の承認を受けなければならぬものとすること。ただし、年次休暇については、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならないものとすること。

⑥ 当分の間、職員が負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病を除く。）に係る療養等のため、九十日（人事院規則で定める場合にあつては、一年）を超えて引き続き勤務しないときは、俸給の半額を減ずるものとすること。

⑦ 常勤を要しない職員の勤務時間及び休暇については、人事院規則で定めるものとすること。

⑧ その他休暇制度の整備に伴い、法律の題名を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改めるとともに、目的の規定を改めること。

4 実施時期

以上の措置のうち、1は昭和六十年七月一

日（児童手当との調整に関する措置は昭和六十一年六月一日）から、2及び3は昭和六十年一月一日からそれぞれ実施すること。

二 議案の可決理由

本案は、昭和六十年八月七日付けの「給与に関する人事院勧告」及び「休暇に関する人事院勧告」の趣旨並びに現下の財政事情等に鑑み、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約千百九十九億円である。

右報告する。

昭和六十年十二月十日

内閣委員長 中島源太郎  
衆議院議長 坂田 道太殿

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のよう

に改正する。

別表第一の俸給月額の欄中「一、六三三、〇〇〇円」を「一、七二五、〇〇〇円」に、「一、一九〇、〇〇〇円」を「一、二五八、〇〇〇円」に、「一、一三七、〇〇〇円」を「一、一一〇、〇〇〇円」に、「九六九、〇〇〇円」を「一、〇一五、〇〇〇円」に、「九五九、〇〇〇円」を「一、〇一五、〇〇〇円」に、「九四九、〇〇〇円」を「一、〇〇四、〇〇〇円」に、「八四一、〇〇〇円」を「八九〇、〇〇〇円」に改める。

第三条第二項中「九十六万九千円」を「百一万千円」に改め、同条第三項中「百十九万円」を「百一十五万八千円」に、「六十二万三千円」を「六十五万九千円」に改める。

第四条第二項中「二万三千五百円」を「二万四千八百円」に、「四万一千四百円」を「四万四千二百円」に改める。

第七条の二中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める。

第九条中「二万三千五百円」を「二万四千八百円」に改める。

附則第三項中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に、「百分の九」を「百分の十」に、「百分の八」を「百分の九」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者についての第三条第五項の規定の適用については、当分の間、同項中「又はその差額の二倍若しくは三倍に相当する額を加えた額」とあるのは、「若しくはその差額の二倍若しくは三倍に相当する額を加えた額

又はその差額の三倍に相当する額を超えた額の二倍若しくは三倍に相当する額を加えた額又はその差額の三倍に相当する額を超えた額

別表第三の俸給月額の欄中「三八三、九〇〇円」を「四〇三、九〇〇円」に、「三五一、四〇〇円」を「三七〇、〇〇〇円」に、「三一八、一〇〇円」を「三三五、一〇〇円」に、「一八五、一〇〇円」を「二六八、五〇〇円」に、「一一七、五〇〇円」を「二三九、六〇〇円」に、「二〇五、五〇〇円」を「二一六、四〇〇円」に、「一八八、五〇〇円」を「一九八、五〇〇円」に改める。

時措置法の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律及び国際

科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措

置法の一部を改正する法律案

特種職の職員の給与に関する法律及び国際科

学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措

置法の一部を改正する法律案



別表第九まで」に改める。

第四条の二の見出しを「職務の級」に改め、同条第一項中「別表第四及び別表第五(ハを除く。)から別表第七までに定める職務の等級」を「別表第五及び別表第六(ハを除く。)から別表第八までに定める職務の級」に改め、同条第二項及び第三項中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第五条第一項中「場合の一」を「場合のいずれか」に改め、同項第三号中「職務の等級」を「職務の級」に、「別表第八」を「別表第九」に、「一等級から四等級まで」を「一級から五級まで」に、「別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第七まで」を「別表第五若しくは別表第六(ハを除く。)から別表第八まで」に改め、同項第四号を次のように改め

四 自衛官が昇任し、又は降任した場合(別表第二の陸将、海將及び空將の欄に定める額の俸

俸給の支給を受けていた職員が同表の陸將補、海將及び空將補の欄に定める額の俸給を受ける職員となつた場合、同表の陸將補、海將及び空將補の欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の陸將補、海將補及び空將補の欄に定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合又は同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(1)欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員がこれらの中の他の欄に定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合

を含む。)

第五条第一項第五号中「職務の等級」を「職務の級」に改め、同条第二項中「職務の等級又は階級」を「職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸將、海將又は空將であつてその者が別表第二の陸將補、海將補及び空將補の(1)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が「一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(1)欄、(2)欄又は(3)欄をいふ。次項において同じ。)」に、「(2)えて」を「超えて」に改め、同条第三項中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第六条中「別表第八」を「別表第九」に、「陸將、海將及び空將の(1)欄」を「陸將、海將及び空將の欄若しくは陸將補、海將補及び空將補の(1)欄」に改め。

第二十五条第二項中「六万百円」を「六万四千九百円」に改める。

第二十八条の三中「傷い、疾病に因り」を「傷病により」に、「俸給の幅の最低号俸」を「最低の俸給月額(当該職員の指定されている階級が陸將、海將又は空將である場合に限る。)又は俸給の幅の最低の号俸(当該職員の指定されている階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(1)欄における最低の号俸をいう。)」に、「本項」を「この項」に、「但し」を「ただし」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条一第六条関係)

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	指 定 職 俸 給 月 額
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	
1	177,700	250,300	281,000	316,900	361,700	450,000
2	185,800	259,800	292,800	329,400	376,900	496,000
3	194,100	269,400	304,500	342,000	392,100	552,000
4	202,700	279,200	316,300	354,700	407,300	611,000
5	212,600	289,200	328,300	367,400	422,500	659,000
6	221,500	299,300	340,300	380,100	437,700	709,000
7	230,600	309,300	352,300	392,700	452,700	771,000
8	239,700	319,300	364,200	405,300	467,600	831,000
9	248,900	329,300	375,900	417,900	482,300	890,000
10	258,200	339,200	387,400	430,000	496,900	948,000
11	267,600	349,100	398,400	440,000	508,300	
12	277,000	358,900	409,200	449,700	515,300	
13	286,600	368,100	418,700	457,700	522,300	
14	296,200	377,300	426,100	465,200	528,600	
15	305,800	384,700	433,300	470,200	533,900	
16	315,400	391,700	438,100			
17	324,900	396,300	442,900			
18	334,100	400,600				
19	342,800	404,900				
20	350,500					
21	357,600					
22	363,500					
23	369,200					
24	374,000					
25	378,200					

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

昭和六十年十二月二日 衆議院会議録第十二号 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び同報告書

五六六

## 別義第二 目衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第三十九条の三関係)

備考(一) 総合幕僚會議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海將又は空將であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸將補、海將補及び空將補の(二)欄に定

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に達する官職を占める者で政令で定めるものとする。  
(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。





行政職俸給表(一)		6 級		1 等級		5 級	
4 等級		7 級		5 等級		1 級	
3 等級	8 級	4 等級	1 級	3 等級	2 級	3 等級	1 級
2 等級	9 級	9 級	2 級	2 等級	3 級	2 等級	3 級
1 等級	11 級	10 級	4 級	1 等級	5 級	1 等級	5 級
5 等級	1 級	1 級	1 級	4 等級	1 級	4 等級	1 級
4 等級	2 級	3 級	2 級	3 等級	2 級	3 等級	2 級
3 等級	3 級	4 級	3 級	2 等級	3 級	2 等級	3 級
2 等級	4 級	5 級	4 級	1 等級	4 級	1 等級	4 級
1 等級	5 級	6 級	5 級	6 等級	1 級	5 等級	1 級
特1等級	6 級	7 級	6 級	5 等級	1 級	4 等級	1 級
5 等級	1 級	2 級	1 級	4 等級	2 級	3 等級	2 級
4 等級	2 級	3 級	2 級	3 等級	3 級	2 等級	3 級
3 等級	3 級	4 級	3 級	2 等級	4 級	1 等級	4 級
2 等級	4 級	5 級	4 級	1 等級	5 級	1 等級	5 級
1 等級	5 級	6 級	5 級	6 等級	1 級	5 等級	1 級
特1等級	6 級	7 級	6 級	5 等級	1 級	4 等級	1 級
5 等級	1 級	2 級	1 級	4 等級	2 級	3 等級	2 級
4 等級	2 級	3 級	2 級	3 等級	3 級	2 等級	3 級
3 等級	3 級	4 級	3 級	2 等級	4 級	1 等級	4 級
2 等級	4 級	5 級	4 級	1 等級	5 級	1 等級	5 級
1 等級	5 級	6 級	5 級	6 等級	1 級	5 等級	1 級
3 等級	1 級	2 級	1 級	5 等級	1 級	4 等級	1 級
2 等級	2 級	3 級	2 級	4 等級	2 級	3 等級	2 級
1 等級	3 級	4 級	3 級	3 等級	4 級	2 等級	4 級
特1等級	4 級	5 級	4 級	2 等級	5 級	1 等級	5 級
5 等級	1 級	2 級	1 級	1 等級	5 級	特1等級	6 級
4 等級	2 級	3 級	2 級	2 等級	4 級	3 等級	3 級
3 等級	3 級	4 級	3 級	2 等級	3 級	1 等級	5 級
2 等級	4 級	5 級	4 級	1 等級	6 級	特1等級	6 級

附則別表第二 行政職俸給表(一)、研究職俸給表又は医療職俸給表(二)の1級となる職員以外の職員の号俸の切替表(附則第五項関係)

旧号牌	新号					備
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
1	1		1	1	1	1
2		2	1	2	1	2
3	3		2	3	1	3
4		4	3	4	1	4
5		5	4	5	2	5
6	6		5	6	3	6
7		7	6	7	4	7
8		8	7	8	5	8
9		9	8	9	6	9
10		10	9	10	7	10
11		11	10	11	8	11
12		12	11	12	9	12
13		13	12	13	10	13
14		14	13	14	11	14
15		15	14	15	12	15
16		16	15	16	12	
17		17	16			
18		18	17			
19		19	18			
20		20	19			
21		21				
22		22				

八 行政職俸給表(二)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸											俸						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	1	2	3	4級	5級	6級	
1	1	1	1						1	1	1	1	2	2	2	1	1	1
2	2	1	2	1	1	1	1	1	2	1	1	2	3	3	3	1	1	1
3	3	2	3	3	2	1	2	1	2	3	1	3	4	4	4	1	2	3
4	4	3	4	4	3	1	3	1	3	4	1	4	5	5	5	2	3	4
5	5	4	5	4	3	2	4	2	4	5	2	5	6	6	6	3	4	5
6	6	5	6	5	3	3	5	3	5	6	3	6	7	7	7	4	5	6
7	7	6	7	6	4	4	6	4	6	7	4	7	8	8	8	5	6	7
8	8	7	8	7	5	5	7	5	7	8	5	8	9	9	9	6	7	8
9	9	8	9	8	6	6	8	6	8	9	6	9	10	10	10	7	8	9
10	10	9	10	9	7	9	7	9	10	7	10	11	12	12	12	9	10	11
11	11	10	11	10	8	10	8	10	11	8	11	12	13	13	13	10	11	12
12	12	11	12	12	11	9	11	9	11	12	9	12	13	13	13	10	11	12
13	13	12	13	12	10	12	10	12	13	10	13	14	14	14	14	11	12	13
14	14	13	14	13	11	13	11	13	14	11	14	15	15	15	15	12	13	14
15	15	14	15	14	12	14	12	14	15	12	15	16	16	16	16	13	14	15
16	16	15	16	15	13	15	13	15	16	12	17	17	17	17	17	14	15	16
17	16	17	17	16	14	16	14	16	17		18	18	18	18	18	15	16	17
18	18	18	18	17	15	17	15	17		20	20	20	20	20	20	17	18	19
19	19	19	19	18	16	18	16	18		21	21	21	21	21	21	18	19	20
20		20	19	16	19	17	19			22	22	22	22	22	22	19	20	21
21			21	20	17	20	18			23	23	23	23	23	23	20	21	22
22			22	21	17	21	18			24	24	24	24	24	24	20	22	23
23			23	22	18	22	19			25	25	25	25	25	25	21	23	
24			24	23	19					26		26		26		22		
25			24	19						27		27		27		22		
26			25	20						28		28		28		23		

旧号俸	新号俸											俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級	15級	16級	17級	18級	
1	1	1	1						1	1	1	1	2	2	2	1	1	1
2	2	1	2	1	1	1	1	1	2	1	1	2	3	3	3	1	1	1
3	3	2	3	3	2	1	2	1	2	3	1	3	4	4	4	1	2	3
4	4	3	4	4	3	1	3	1	3	4	1	4	5	5	5	2	3	4
5	5	4	5	4	3	2	4	2	4	5	2	5	6	6	6	3	4	5
6	6	5	6	5	3	3	5	3	5	6	3	6	7	7	7	4	5	6
7	7	6	7	6	4	4	6	4	6	7	4	7	8	8	8	5	6	7
8	8	7	8	7	5	5	7	5	7	8	5	8	9	9	9	6	7	8
9	9	8	9	8	6	6	8	6	8	9	6	9	10	10	10	7	8	9
10	10	9	10	9	7	9	7	9	10	7	10	11	12	12	12	9	10	11
11	11	10	11	10	8	10	8	10	11	8	11	12	13	13	13	10	11	12
12	12	11	12	12	11	9	11	9	11	12	9	12	13	13	13	10	11	12
13	13	12	13	12	10	12	10	12	13	10	13	14	14	14	14	11	12	13
14	14	13	14	13	11	13	11	13	14	11	14	15	15	15	15	12	13	14
15	15	14	15	14	12	14	12	14	15	12	15	16	16	16	16	13	14	15
16	16	15	16	15	13	15	13	15	16	12	17	17	17	17	17	14	15	16
17	16	17	17	16	14	16	14	16	17		18	18	18	18	18	15	16	17
18	18	18	18	17	15	17	15	17		20	20	20	20	20	20	17	18	19
19	19	19	19	18	16	18	16	18		21	21	21	21	21	21	18	19	20
20		20	19	16	19	17	19			22	22	22	22	22	22	19	20	21
21			21	20	17	20	18			23	23	23	23	23	23	20	21	22
22			22	21	17	21	18			24	24	24	24	24	24	20	22	23
23			23	22	18	22	19			25	25	25	25	25	25	21	23	
24			24	23	19					26		26		26		22		
25			24	19						27		27		27		22		
26			25	20						28		28		28		23		

## 官報号(外)

## 二 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員

旧号俸	新					号 俸
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
1	1	1	1	1		
2	2	2	2	1		
3	3	3	3	2	1	
4	4	4	4	3	2	
5	5	5	5	4	3	
6	6	6	6	5	4	
7	7	7	7	6	5	
8	8	8	8	7	6	
9	9	9	9	8	7	
10	10	10	10	9	8	
11	11	11	11	10	9	
12	12	12	12	11	10	
13	13	13	13	12	11	
14	14	14	14	13	12	
15	15	15	15	14	13	
16	16	16	16	15	14	
17	17	17	17	16	15	
18	18	18	18	17	16	
19	19	19	19	18	17	
20	20	20	20	19	18	
21	21	21	21	20	19	
22	22	22	22	21	20	
23	23	23	23	22	21	
24	24	24	24	23	22	
25	25	25	25	24	23	
26	26	26	26	25	24	
27	27	27	27	26		
28	28	28	28			
29	29	29	29			
30	30	30	30			

## ホ 教育職俸給表(二)の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	2	2	2	1
3	3	3	3	2
4	4	4	4	3
5	5	5	5	4
6	6	6	6	5
7	7	7	7	6
8	7	7	7	8
9	8	8	8	9
10	9	9	9	10
11	10	10	10	11
12	11	11	11	12
13	12	12	12	13
14	13	13	13	14
15	14	14	14	15
16	15	15	15	16
17	16	16	16	17
18	17	17	17	18
19	18	18	18	19
20	19	19	19	20
21	20	20	20	21
22	21	21	21	22
23	22	22	22	23
24	23	23	23	24
25	24	24	24	25
26	25	25	25	26
27	26	26	26	
28	27	27	27	
29	28	28	28	
30	29	29	29	

## 19 18 18 18

20 19 19 19

21 20 20 20

22 21 21 21

23 22 22 22

24 23 23 23

25 24 24 24

26 25 25 25

27 26 26 26

28 27 27 27

29 28 28 28

30 29 29 29

昭和六十年十一月十一日 衆議院会議録第十一号 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び回報告書

～教育職俸給表四の適用を受ける職員

旧 号 俸	新 号 俸				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	1	2
3	3	3	3	2	3
4	4	4	4	3	4
5	5	5	5	4	5
6	6	6	6	5	6
7	7	7	7	6	7
8	8	8	8	7	8
9	9	9	9	8	9
10	10	10	10	9	10
11	11	11	11	10	11
12	12	12	12	11	12
13	13	13	13	12	13
14	14	14	14	13	14
15	15	15	15	14	15
16	16	16	16	15	16
17	17	17	17	16	17
18	18	18	18	17	18
19	19	19	19	18	19
20	20	20	20	19	20
21	21	21	20	19	21
22	22	22	22	21	22
23	23	23	23	22	23
24	24	24	24	23	24
25	25	25	25	24	25
26	26	26	26	25	26
27	27	27	27	26	27
28	28	28	28	27	28
29	29	29	29	28	29
30	30	30	30	29	30
31	31	31	31	30	31
32	32	32	32	31	32
33	33	33	33	32	33

ト 研究職俸給表の適用を受ける職員

旧 号 俸	新 号 俸				
	2 級	3 級	4 級	5 級	
1	1	1	1	1	
2	2	2	2	2	
3	3	3	3	3	
4	4	4	4	4	
5	5	5	5	5	
6	6	6	6	6	
7	7	7	7	7	
8	8	8	8	8	
9	9	9	9	9	
10	10	10	10	10	
11	11	11	11	11	
12	12	12	12	12	
13	13	13	13	12	
14	14	14	14	13	
15	15	15	15	14	
16	16	16	16	15	
17	17	17	17	16	
18	18	18	18	17	
19	19	19	19	18	
20	20	20	20	19	
21	21	21	20	19	
22	22	22	22	21	
23	23	23	23	22	
24	24	24	24	22	
25	25	25	25	22	
26	26	26	26	25	
27	27	27	27	26	
28	28	28	28	27	
29	29	29	29	28	
30	30	30	30	29	
31	31	31	31	30	
32	32	32	32	31	
33	33	33	33	32	
28	28	28	28	28	

## チ 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	1級	2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	2	2
3	2	2	3	3
4	3	3	4	4
5	4	4	5	5
6	5	5	6	6
7	6	6	7	7
8	7	7	8	8
9	8	8	9	9
10	9	9	10	10
11	10	10	11	11
12	11	11	12	12
13	12	12	13	13
14	13	13	14	14
15	14	14	15	15
16	15	15	16	16
17	16	16	17	17
18	17	17	18	18
19	18	18	19	19
20	19	19	20	20
21	20	20	21	
22	21	21	22	
23		22	23	
24		23		

## リ 医療職俸給表(二)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	1	2	2	2
3	3	3	3	1	3	3	3
4	4	4	4	1	4	4	4
5	5	5	5	2	5	5	5
6	6	6	6	3	6	6	6
7	7	7	7	4	7	7	7
8	8	8	8	5	8	8	8
9	9	9	9	6	9	9	9
10	10	10	10	7	10	10	10
11	11	11	11	8	11	11	11
12	12	12	12	9	12	12	12
13	13	13	13	10	13	13	13
14	14	14	14	11	14	14	14
15	15	15	15	12	15	15	15
16	16	16	16	13	16	16	16
17	17	17	17	14	17	17	
18	18	18	18	15	18		
19	19	19	19	16	19		
20	20	20	20	17	20		
21	21	21	21	18			
22		22	22	18			
23		23	23	19			
24	24	24	19				

## (外) 報 告

ヌ 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員

新 号 俸

旧号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	1	1	2
3	3	3	3	1	1	3
4	4	4	4	1	1	4
5	5	5	5	2	2	5
6	6	6	6	3	3	6
7	7	7	7	4	4	7
8	8	8	8	5	5	8
9	9	9	9	6	6	9
10	10	10	10	7	7	10
11	11	11	11	8	8	11
12	12	12	12	9	9	12
13	13	13	13	10	10	13
14	14	14	14	11	11	14
15	15	15	15	12	12	15
16	16	16	16	13	13	16
17	17	17	17	14	14	17
18	18	18	18	15	15	18
19	19	19	19	16	16	19
20	20	20	20	17	17	20
21	21	21	21	18	18	21
22	22	22	22	19	19	22
23	23	23	23	20	20	23
24	24	24	24	21	21	24
25	25	25	25	22	22	25
26	26	26	26	23	23	27
27	27	27	27	23	24	28
28	28	28	28	24	29	21
29	29	29	29			22
30	30					23

備考 これらの表の新号俸欄中「1級」等あるのは、切替日においてその者が属することとなる職務の級を示す。

附則別表第三 行政職俸給表(二)、研究職俸給表又は医療職俸給表(三)の1級となる職員の号俸の切替  
表(附則第五項関係)

イ 行政職俸給表(二)の1級となる職員

旧 号 俸	新 号 俸
5 等 級	4 等 級
1	1
2	1
3	2
4	2
5	3
6	3
7	4
8	5
9	5
10	6
11	7
12	7
13	8
14	9
15	10
16	11
17	12
18	13
19	14
20	15
21	16
22	17
23	18
24	19
25	20
26	21
27	22
28	23
29	24
30	25
	26
	27
	28
	29
	30

## 官報(号外)

ロ 研究職俸給表の1級となる職員

旧 号	俸 級	新 号	俸 級
5	等級	4	等級
2		1	
3		2	
4		3	
5		4	
6		5	
7		6	
8		7	
9		8	
10		9	
11		10	
12		9	
13		11	
14		10	
15		7	
16		12	
17		13	
18		9	
19		8	
20		10	
21		12	
22		15	
23		10	
24		11	
25		13	
26		14	
27		15	
28		16	
29		17	

ハ 医療職俸給表の1級となる職員

旧 号	俸 級	新 号	俸 級
6	等級	5	等級
2		1	
3		2	
4		3	
5		4	
6		5	
7		6	
8		7	
9		8	
10		7	
11		5	
12		6	
13		8	
14		7	
15		9	
16		10	
17		11	
18		12	
19		13	
20		14	
21		15	
22		16	
23		17	
24		18	
25		19	
26		20	
27		21	
28		22	
29		23	

備考 これらの表の旧号俸欄中「5等級」等とあるのは、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級を示す。

昭和十六年十一月十一日 索縦院令總裁第十一号 法海上監直線切替の1端を高出する法律案及ら回籍知報

附則別表第四 切替日の前日における階級が陸将補、海将補又は空将補であつた職員の号俸の切替  
表(附則第六項関係)

旧号俸	新号俸
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	6
12	7
13	8
14	9
15	10
16	11
17	12
18	12
19	12
20	12
17	10

附則別表第五 切替日の前日における階級が1等陸佐、1等海佐又は1等空佐であつた職員の号俸  
の切替表(附則第六項関係)

旧号俸	新号俸
新法別表第二の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(-)欄	新法別表第二の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(+)欄
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	2
8	3
9	4
10	5
11	6
12	7
13	8
14	9
15	10
16	11
17	12
18	12
19	12
20	12

## 理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

## 議案の要旨及び目的

本案は、一般職の職員の給与改定の例に準じて防衛庁職員の俸給月額の改定等を行い、昭和六十年七月一日から実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 参事官等の俸給月額を改定するとともに、俸給表における職務の等級の構成及び呼称を改めること。

2 自衛官の俸給月額を改定するとともに、俸給表について陸将、海将及び空将の(一欄)及び(二欄)の区分を廃止するほか、陸将補、海将補及び空将補の(一欄)及び(二欄)を、また、一等陸佐、一等海佐及び一等空佐については(一欄)及び(二欄)を設けること。

3 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学

生手当の月額を、六万百円から六万四千九百円に引き上げること。

以上のほか、職務の級への切替え及び俸給の切替え措置等について規定している。

なお、事務官等の俸給のほか、調整手当、扶養手当、通勤手当、住居手当及び初任給調整手当等については、一般職の職員の給与に関する法律の規定を準用し又はその例によることとしているので、同法の改正によつて同様の改定が行われることとなる。

二 議案の可決理由

本案は、防衛庁職員の給与が一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

## 三

本案施行に要する経費は、約五百五十億円である。

右報告する。

昭和六十年十二月十日

衆議院議長 坂田 道太殿 内閣委員長 中島源太郎

内閣委員長 坂田 道太殿

内閣委員長 中島源太郎

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和六十年十二月十一日

提出者

内閣委員長 中島源太郎

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日(日曜日にあたる日及び前項に規定する休日にあたる日を除く。)は、休日とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

その前日及び翌日が国民の祝日である日を休日とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月二十一日  
第三種郵便物認可

昭和六十年十一月十二日 衆議院會議錄第十二号

五五八

## 発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
電話 東京 三三一〇二(大代)  
大藏省印刷局  
平 105

二定価  
三二〇円部